

市職員採用試験

《平成25年度採用》

【①大学卒程度 後期試験】

- 職種・採用予定人員
行政事務 若干名、土木 若干名
- 資格 昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方（学歴不問）。ただし、前期試験を受験していない方に限る。
- 試験方法
▷ 第一次試験 教養試験・専門試験・適性検査
▷ 第二次試験 口述試験・身体検査・作文試験
- 第一次試験日・会場・申込受付期間
10月28日(日)／市産業プラザ人材育成センター（中田）／8月31日(金)～9月28日(金)
※申込用紙は8月24日(金)から本庁舎総務課で配付します。

【②民間企業等職務経験者 後期試験】

- 職種・採用予定人員
行政事務 若干名
- 資格 昭和43年4月2日以降に生まれた方で、平成24年3月末日現在において民間企業等での正職員としての職務経験（自営業者、団体職員、公務員としての職務経験を含む）を5年以上有する方（学歴不問）。ただし、前期試験を受験していない方に限る。
- 試験方法
▷ 第一次試験 教養試験・適性検査
▷ 第二次試験 口述試験・身体検査・作文試験
- 第一次試験日・会場・申込受付期間
①大学卒程度 後期試験と同じ

【③高校卒程度】

- 職種・採用予定人員
行政事務 2人程度
- 資格 昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方（大学を卒業した方または平成25年3月末日までに卒業見込みの方を除く）。
- 試験方法
▷ 第一次試験 教養試験・事務適性試験・適性検査
▷ 第二次試験 口述試験・身体検査・作文試験
- 第一次試験日・会場・申込受付期間
9月16日(日)／市役所本庁舎／7月20日(金)～8月17日(金)
※申込用紙は本庁舎総務課で配付しています。

【④資格免許職】

- 職種・採用予定人員
幼稚園教諭および保育士 2人程度
- 資格 昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、幼稚園教諭免許および保育士資格を有する方または平成25年3月末日までに幼稚園教諭免許および保育士資格を取得する見込みの方（学歴不問）。
- 試験方法
▷ 第一次試験 教養試験・専門試験・適性検査
▷ 第二次試験 口述試験・身体検査・作文試験
- 第一次試験日・会場・申込受付期間
③高校卒程度と同じ

- ※郵送での申し込みは、当日消印有効です。
- ※第二次試験は、第一次試験の合格者を対象に実施します（日時および場所は別途通知します）。

●本庁舎総務課 内2314

ふるさと川まつりに白河たいしん「がんばっぺー！たいしん！」

- 日時 7月28日(土)／午後1時15分～8時30分
- 会場 大信農村環境改善センター前駐車場（大信増見）
- 内容 ウルトラマンショー、盆踊り大会、花火大会など
- 《前夜祭 たいしんビアガーデン》
- 日時 7月27日(金)／午後6時～9時（同会場）
- 内容 ビアガーデン、YamyMiniライブ

- （大信庁舎事業課内） ☎ 3973
- キッズ☆カルチャースクール
- 小・中学生を対象とした夏休み習い事教室を開催します（3歳以上が参加できる教室もあります）。
- 日時 7月22日・29日、8月5日・19日 日曜日（計4回）／午前10時～正午
- 場所 マイタウン白河（本町）
- 教室名および定員 ▼児童合唱教室 40人 ▼将棋教室 各コース15人 ▼囲碁教室

- 30人 ▼白河の唄とおどり教室 30人 ▼いけばな教室 25人 ▼デジカメ教室 15人 ▼かたりべ教室 10人
- 本庁舎生涯学習スポーツ課 内2384
- 市道等に関連する災害復旧補助金交付制度の継続
- 市では、東日本大震災で被災した市道等の復旧が未完の箇所限り、宅地施設を市道等と一体的に復旧する工事に対し、補助金を交付します。
- 対象 市道等と居住に供する宅地施設が被災し、一体的

- かつ同時に復旧する場合
- 補助金の額 補助の対象となる復旧費が10万円を超える場合に2分の1を補助（上限は50万円）
- 受付期限 12月21日(金)まで
- 問い合わせ・相談窓口 本庁舎道路河川課 内2273／各庁舎事業課 表郷 ☎ 4786 大信 ☎ 2115 東 ☎ 2114
- 国民年金保険料の追納
- 国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが

困難な場合に、申請により保険料の全額または一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。また、20歳代の若年層の方が対象の「若年者納付猶予制度」や学生の方が対象の「学生納付特例制度」があります。

保険料免除や納付猶予などを受けた期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間に含まれますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。そのため、これらの期間は10年以内であれば、後から保険料の納付（追納）ができますので、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することを勧めます。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から数えて3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

- 本庁舎国保年金課 内214
- 白河年金事務所 ☎ 274